

のうぎょうと農業委員会

第19号

編集
十和田市農業委員会
☎516740

平成24年度 農業委員会の事業計画

基本方針

政府は、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、平成30年までに食料自給率を50%まで引き上げることが目標とする一方で、すべての関税撤廃を原則とする環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加の意向を表明しています。これが実現すれば低価格の農畜産物が大量に輸入されることによる食料自給率の激減は明白であり、農業経営に大きな打撃を与えることは必至です。

このような状況の中で、将来にわたって安全・安心で安定的な食料供給を行うためには、国土・環境保全の基盤である「農地」を守り、地域農業の「担い手」を確保・育成していくことが重要課題です。

しかしながら、年々農業従事者の減少や高齢化が進み、それに伴う遊休農地の増加など、担い手や農地利用をめぐる情勢は大きく変化しています。改正農地法などに基づく事務・事業を円滑かつ適正に推進する

ため、農業委員会の担う役割は質・量ともに増大しているのが現状です。こうしたことから十和田市農業委員会では、農業者の公的代表機関として、大きく変動する農業情勢を的確に把握しながら、農村が抱える課題の解消や農業推進に向けて積極的な取り組み、「農地と担い手を守り、活かす運動」を展開していくため次の通り事業計画を定めました。



事業計画

1 活動強化・体制整備と適正な事務の執行

公正・公平の確保と透明性の向上を図り、農業委員会活動の「目に見える取り組みと成果」に努めるとともに、法令事務の適正執行に努めます。

2 農地情報の整備と適正管理

農地基本台帳システムによる、農地および農家に関する基礎的情報の整備と適正な管理を行い、▽農地の権利移動▽農業者年金業務▽農業委員選挙人名簿の調製▽担い手への農地集積などでの有効利用を図ります。

3 遊休農地の解消と農地の確保・有効利用

遊休農地や違反転用の発生防止および解消に向けての啓発と是正指導により、農地の確保と有効利用を促進し、秩序ある土地利用の確保を図ります。

4 担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援

個別経営体および集落営農組織の確保・育成と、農地の利用集積を図るとともに、健全な農業経営の確立に向けた支援に取り組みます。

また、担い手支援の推進と老後生活の安定・安心を確保するため、農

農地は適正に、責任を持って管理しましょう！

平成21年の改正農地法により、転用できる地域の制限や無断転用に対する罰則などが強化されるとともに、遊休農地に対する法的措置として、農業委員会による利用状況調査の実施と指導などが義務付けられました。

**農地転用は許可が必要です
農地を農地以外に
使用していませんか**

農地転用とは…

農地を農地以外の用途に利用することです。例えば、住宅や店舗、駐車場などで利用している場合です。また、一時的に資材置場や砂利採取場として利用する場合でも転用許可が必要です。

無断で転用すると…

許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止とともに原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることもあります。法人の場合はさらに厳しく1億円以下の罰金が科せられることがあります。

地域によっては転用が制限されている場所もありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

**耕作しないで農地を
放置していませんか**

遊休農地とは…

現在、耕作の目的に使用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に使用されないと見込まれる農地です。農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。また、雑草の繁殖や種子の飛び散り・病虫害の発生など、周辺の農地に悪影響を与えたり、廃棄物を不法投棄される恐れがあります。

なお、相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合は、納税猶予が取り消される場合があります。納税猶予が取り消されると、猶予税の全額または一部と利子税を納めなければなりません。



農地パトロールを行う農業委員

相続した農地の届け出を忘れていませんか

平成21年の改正農地法により農地を相続したかたは、農業委員会へ届け出をすることが必要になりました。農地を相続したものの、自ら耕作できない場合は、農業委員会が地元農家などから「借り手」を探すお手伝いをします。このことは、遊休農地の発生防止になり、本来の農地としての活用につながります。

田や畑などの農地を相続した場合、農地が所在する農業委員会へ届け出をしてください。



農地についてのご相談は、お近くの農業委員会か、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

なお、農業委員名簿、農地の売買・貸借・転用などについての申請の仕方や申請書、農業委員会総会議事録、農作業労働賃金等標準額、農地賃借料情報などは、市のホームページでご覧いただけます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

十和田市農業委員会

検索

業者年金制度の周知と加入推進および年金受給の指導・相談体制の充実などに努めます。



5 地域における意見集約や集落内での話し合い活動の展開

地域農業の課題や農業者の意見・要望などを行政施策に反映させるとともに、農業者の意向把握に努めます。

6 情報提供・広報活動の強化

農業委員会活動や業務を広く周知するとともに、地域における課題や農政に関する市民からの提案および農業者の意向把握などの情報活動の推進に努めます。

7 農政・研修活動の実施

地域農業の発展および行動する農業委員会づくりのため、農政活動および研修活動の充実に努めます。

農業者年金に加入しよう！

あなたの老後生活への備えは十分ですか？老後の備えは国民年金プラス「農業者年金」が安心です。

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益による「積立方式」で、安全・安心な年金です。

▼保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に設定できます。

▼原則65歳から終身で受給できます。仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取れるはずの年金を死亡一時金として、遺族が受け取ることができます。

▼支払った保険料は、全額が所得税および個人住民税の社会保険料控除の対象なので、節税のメリットがあります。

農業者年金受給者の皆さんへ 現況届は 6月30日までに提出！

農業者年金を受給しているかたは、毎年6月30日までに農業委員会へ「現況届」を提出しなければなりません。今年も提出の時期となりましたので、忘れずに農業委員会か十和田湖支所市民生活係へ提出してください。

現況届が届いていないかたや不明なかたは、農業委員会までお問い合わせください。